

川崎市開発行為等に関する協議実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「都計法」という。）」第32条及び「川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例（平成15年川崎市条例第29号。以下「総合調整条例」という。）」第19条第1項第8号に定める「消防に関する事項」に関する協議について必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、都計法及び総合調整条例で定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。

(1) 開発行為等

都計法第4条第12項に定める開発行為及び総合調整条例第2条第1項に定める建築行為並びにこれらに準じる行為をいう。

(2) 有効消防水利

消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号。以下「水利基準」という。）第2条第1項に定める消防水利又は消防法施行令第27条に基づく消防用水のうち、水利基準第3条に定める給水能力を有しているものをいう。

(3) 防火水槽等

防火水槽及び地中張り水槽をいう。

(4) はしご自動車

高所における救助、消火、進入等に必要な器具を備えた、全長が概ね11メートル、全高が概ね4メートル、最小回転半径が概ね9.5メートル、総重量が概ね20トンの消防自動車をいう。

(対象事業)

第3条 この要綱における対象事業は、面積が500平方メートル以上の事業区域において行われる開発行為等とする。

(協議事項)

第4条 協議事項は、次の各号によるものとする。

- (1) 有効消防水利の設置について
- (2) はしご自動車の活動について
- (3) その他の施設について

(有効消防水利の基準)

第5条 有効消防水利は、次の各号の基準を満たしていなければならない。

- (1) 水利基準第2条第1項に定める消防水利は、当該基準第3条に定める給水能力を有していること。
- (2) 事業区域内に設置され、又は設置される消防法施行令第27条に定める消防用水を有効消防水利とする場合は、水利基準第3条に定める給水能力を有していること。

(消火栓使用不能時の措置)

第6条 事業区域が3ヘクタールを超える場合は、3ヘクタールごとに防火水槽等1基を事業区域内に設置するよう努めるものとする。

(防火水槽等の構造等)

第7条 内容量は40立方メートル以上のものとし、構造等は次の各号によるものとする。

- (1) 防火水槽の構造は、総務省消防庁で定める「耐震性貯水槽の技術指針」に準じること。

また、二次製品とする場合は、「財団法人日本消防設備安全センター」の認定品とすること。

(2) 地中張り水槽は、川崎市消防水利施設整備補助要綱（平成9年5月1日付け9川消警第166号）第3条に定める消防水利施設設置基準に準じること。

（水利の充足等）

第8条 事業区域は、当該区域全体が既設又は新設する有効消防水利を中心として、次の各号により包含されていなければならない。

(1) 半径100メートルの円

都計法第8条第1項第1号に定める、近隣商業地域、商業地域、工業地域、工業専用地域

(2) 半径120メートルの円

その他の用途地域及び用途地域の定められていない地域

2 事業区域が既設の有効消防水利により包含されない場合は、有効消防水利を新設し包含させなければならない。

3 既設又は新設する有効消防水利と事業区域との間に、崖地、法面、軌道敷等があり、当該水利を使用した活動が困難と認められる場合は、有効消防水利として認めないものとする。

（設置場所）

第9条 前条による有効消防水利を設置する場合は、第5条に定める基準に適合するものとし、設置場所については次の各号によるものとする。

(1) 消火栓は、幅員が4メートル以上の道路等で、消防ポンプ自動車が容易に部署できる位置に設置するものとする。

(2) 防火水槽は、原則として川崎市に帰属される公有地で、消防ポンプ自動車が容易に部署できる位置に設置するものとする。

(3) 公有地に設置することが困難であり私有地に設置する場合は、防火水槽の管理等について事前に協議するものとする。

(標示)

第10条 有効消防水利には、当該水利の設置場所から概ね5メートル以内の位置に、消防局で指定する工事仕様書に基づく消防水利標識を設置するものとする。ただし、交通障害等により当該標識を設置することが不可能な場合は、表かん塗色標示又は路面焼付塗装標示に替えることができる。

(防火水槽等の検査)

第11条 新たに設置された防火水槽等は、次の各号の検査を行うものとする。

- (1) 設置位置
- (2) 防火水槽等の内容量
- (3) 漏水状況
- (4) 水利標識等の設置状況等

(防火水槽の帰属)

第12条 公有地に設置される防火水槽及び消防水利標識は、原則として完成後に川崎市に帰属するものとする。

(はしご自動車の活動)

第13条 消防法施行令別表第1に掲げる防火対象物で、地上4階建て又は軒高15メートル以上の建物を事業区域内に計画する場合は、当該区域内にはしご自動車の活動空地を設けるものとする。ただし、当該区域の周囲にはしご自動車が活動できる空地等がある場合はこの限りでない。

(活動空地)

第14条 前条の活動空地は、次の各号により設けるものとする。

- (1) 道路、通路等に設けるものとし、幅6メートル以上、長さ12メートル以上の広さで、縦横断勾配が5パーセント以下であり、はしご自動車の荷重に耐える構造であること。

(2) はしご自動車の部署位置から第17条に定める架梯位置までの間に、電線、樹木等の障害物がないこと。

(3) 位置については、第17条に定める架梯位置からはしご自動車のターンテーブルの中心まで、水平距離で9メートル以内とし、その他の事項について事前に協議するものとする。

(敷地内通路)

第15条 活動空地に接続する敷地内通路等は、次の各号によるものとする。

(1) 有効幅員を5メートル以上、勾配は9パーセント以下とし、上方の空間が4メートル以上確保されており、はしご自動車の荷重に耐える構造であること。

(2) はしご自動車の進入、操作等の障害となる車止め、門、塀、電柱、支線、樹木等の障害物がないこと。

(3) 通路等が交差する場合は、必要に応じた隅切りがされていること。

(はしご自動車の転回等)

第16条 事業区域内は、原則として、はしご自動車が容易に通り抜け、又は転回ができるように整備するよう努めるものとする。

(架梯位置)

第17条 架梯位置は、次の各号によるものとする。

(1) 非常用進入口

(2) 非常用進入口にかわる開口部

(3) 連続するバルコニー

(4) 開放廊下（開放廊下と一体の屋外階段を含む。）

(5) その他消防活動上支障がないと認められる位置

(その他の施設)

第18条 計画建物にエレベーターを設置する場合は、救急隊用担架が容易に

収容できる構造のものとする。

2 敷地内通路等に車止めを設置する場合は、容易に取り外せる構造のものとする。

(その他の事項)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。